

ベビーシッター派遣事業電子割引券の利用手順について

① 電子割引券の取扱について

公益社団法人全国保育サービス協会HPでご確認下さい。

「ベビーシッター派遣事業割引券」は公益社団法人全国保育サービス協会が実施する内閣府のベビーシッター派遣事業により発行されるものです。

② 利用登録（初回のみ）

以下の内容をジェンダー平等推進部門までメールにてご連絡下さい。内容を確認後、当部門から登録完了のご連絡をします。

件名：ベビーシッター割引券利用登録申請

内容：利用者氏名、職員番号（共済組合員および厚生年金保険被保険者に限る）

③ 割引券の利用申込

☆1割引券（URL）につき2200円引き

☆1日に対象児童1人につき2枚、1家庭1か月24枚まで、年間280枚までが上限

★利用日毎に利用理由及び必要枚数を記入ください。

★数カ月分をまとめて申し込みはできません。1カ月毎に申込書をご提出下さい。

- ・これまで一度も割引券をご利用になったことがない方はベビーシッター事業者との契約書の写し（本人名義）又は登録完了のお知らせメール等と割引券申込書（別紙様式）をジェンダー平等推進部門へメールにて送付して下さい。

割引券を利用できるベビーシッター事業者は限定されています。必ず以下のURLでご確認下さい。

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

- ・2回目以降は同一のベビーシッター事業者を利用する場合に限り、割引券申込書のみをジェンダー平等推進部門へメールで送付して下さい。利用申し込み期間は毎月1日から5日までです（ただし4・5月分については、1日から10日まで）。利用業者が変更になった場合は、その都度、ベビーシッター事業者との契約書写し又は登録完了のお知らせメール等をご提出下さい。

④ 割引券の送付方法

- ・割引券（URL）の一覧をメールでお送りいたします。※パスワードは、別メールにてご連絡いたします。

⑤ 割引券の利用方法

- ・公益社団法人全国保育サービス協会発行の「割引券画面操作マニュアル（利用者向け）」にて詳しい利用手順をご確認ください。

⑥ 割引券の利用後

- ★割引券の発行を受けた方は、ベビーシッター利用日の翌日までに入力処理を終えてください。入力処理を終えていない場合は、部門で引き上げ処理をします。
- ・年度末に行うアンケートにご協力をお願いいたします。アンケートは学内限定で当部門HPにて公開いたします。

担当窓口

ジェンダー平等推進部門

Email : gnrl-nursery@office.kobe-u.ac.jp